

## 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

八戸市（以下「甲」という。）と階上町（以下「乙」という。）は、平成21年9月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定第3条第1号イ及びウを次のように改める。

### イ 福祉

#### (7) 子育て支援の充実

##### a 取組の内容

圏域内の住民の子育て支援の充実を図るため、甲が実施している各種子育て支援事業の対象区域を拡大し、圏域全体として安心して子育てができる環境を整備する。

##### b 役割分担

###### (a) 甲の役割

(i) 甲が実施している特別保育事業、ファミリーサポートセンター事業及び子育てサロン事業の対象区域を拡大し、乙の区域内の住民の利用に供する。

(ii) 八戸ポータルミュージアム内に設置する子育てつどいの広場を乙の区域内の住民の利用に供する。

###### (b) 乙の役割

(a)の規定による甲の子育て支援事業を乙の区域内の住民に周知し、積極的な活用を促進する。

#### (i) 高齢者福祉の充実

##### a 取組の内容

圏域内の高齢者福祉の充実を図るため、高齢者福祉に携わる行政職員、介護・福祉サービス事業に携わる関係者、介護・福祉に関心のある住民等を対象として、介護・福祉サービスの向上に資する合同研修会（以下「高齢者福祉合同研修会」という。）を開催する。

##### b 役割分担

###### (a) 甲の役割

高齢者福祉合同研修会を開催することとし、乙及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

###### (b) 乙の役割

甲の開催する高齢者福祉合同研修会の企画に参画するとともに、当該研修会に乙の職員を参加させ、乙の区域内の介護・福祉サービス事業に携わる関係者、介護・福祉に関心のある住民等に当該研修会の開催を周知し、積極的な参加を促進することとし、甲及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

## ウ 産業振興

### (7) 農業振興に係る情報提供体制の構築

#### a 取組の内容

農業の多様な担い手を育成し圏域内の農業の発展を図るため、農業体験情報、援農情報、栽培技術情報及び農地情報を相互に提供し合う体制を構築する。

#### b 役割分担

##### (a) 甲の役割

(i) 乙及び関係町村からそれぞれの区域内の市民農園、観光農園等に関する農業体験情報、援農情報及び農地情報を収集し、甲の区域内の住民に対してこれを周知する。

(ii) 乙に対して、甲及び関係町村の区域内の市民農園、観光農園等に関する農業体験情報、援農情報及び農地情報を提供する。

(iii) 八戸市農業交流研修センターの体制を拡充し、乙の区域内の新規就農希望者に研修の機会を提供するとともに、乙の区域内の住民に対し栽培技術情報を提供する。

##### (b) 乙の役割

(i) 乙の区域内の市民農園、観光農園等に関する農業体験情報、援農情報及び農地情報を収集し、甲に提供する。

(ii) 乙の区域内の住民に対して、甲から提供された甲及び関係町村の区域内の市民農園、観光農園等に関する農業体験情報、援農情報及び農地情報を周知する。

### (i) そば生産の振興

#### a 取組の内容

甲及び乙の区域内のそば生産の振興を図るため、八戸市南郷そば振興センターの施設を拡充し、甲及び乙の区域内のそば生産者の利用に供する。

#### b 役割分担

##### (a) 甲の役割

八戸市南郷そば振興センターの施設を拡充し、甲及び乙の区域内のそば生産

者の利用に供するとともに、施設の拡充に要する費用を負担する。

(b) 乙の役割

八戸市南郷そば振興センターについて、乙の区域内のそば生産者に周知し、積極的な利用を促進するとともに、甲と協議の上、施設の運営に要する費用の一部を負担する。

(ウ) 中小企業従事者の福祉向上

a 取組の内容

圏域内の中小企業従事者の福祉向上に資するため、八戸市勤労者福祉サービスセンターの会員資格を圏域内の中小企業従事者に拡大する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

八戸市勤労者福祉サービスセンターの会員資格を拡大し、乙の区域内の中小企業従事者の利用に供することとし、必要な費用を負担する。

(b) 乙の役割

八戸市勤労者福祉サービスセンターについて、乙の区域内の中小企業従事者に周知し、積極的な入会を促進するとともに、必要に応じて、甲及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

(I) 観光の振興

a 取組の内容

圏域内の観光の振興を図るため、公共施設等を活用した圏域観光情報の発信、観光資源を紹介するパンフレットの作成等、関係市町村が共同して圏域内外にわたる観光PRを推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

(i) 甲の区域内の公共施設等に圏域観光情報コーナーを設置すること等により、圏域観光情報を発信する。

(ii) 乙及び関係町村と共同して、圏域観光パンフレットを作成することとし、乙及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

(b) 乙の役割

(i) 乙の区域内の公共施設等に圏域観光情報コーナーを設置すること等により、圏域観光情報を発信する。

(ii) 甲及び関係町村と共同して、圏域観光パンフレットを作成することとし、

甲及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

第2条 原協定第3条第1号に次のように加える。

オ 環境

一般廃棄物の不法投棄防止

a 取組の内容

圏域内の一般廃棄物の不法投棄を防止するため、合同パトロールの実施、統一看板の設置、広報活動の強化等、関係市町村が共同して各種の対策を講じる。

b 役割分担

(a) 甲の役割

一般廃棄物の各種不法投棄防止対策を乙及び関係町村と共同して実施することとし、乙及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

(b) 乙の役割

一般廃棄物の各種不法投棄防止対策を甲及び関係町村と共同して実施することとし、甲及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

第3条 原協定第3条第2号ア中「(仮称)圏域公共交通計画」を「八戸圏域公共交通計画」に改め、同号アa中「推進する」を「圏域交通計画に基づく各種事業を推進する」に改め、同号アb(a)(i)中「策定し、推進する」を「策定する」に改め、同号アb(a)に次のように加える。

(ii) 圏域交通計画に基づく各種事業を乙及び関係町村と共同して実施することとし、乙及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

第4条 原協定第3条第2号アb(b)を次のように改める。

(b) 乙の役割

(i) 甲、関係町村及び交通事業者と共同して、圏域交通計画を策定する。

(ii) 圏域交通計画に基づく各種事業を甲及び関係町村と共同して実施することとし、甲及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

第5条 原協定第3条第2号イ中「(仮称)ICT利活用研究会」を「八戸圏域ICT利活用研究会」に改める。

第6条 原協定第3条第2号ウに次のように加える。

(1) 青年交流の促進

a 取組の内容

圏域内の青年の相互交流とまちづくりへの参画の促進を図るため、圏域内の青年を対象としたセミナー、体験活動等を実施する(仮称)元気アップ青年会議を

設置・運営する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

(仮称)元気アップ青年会議を設置・運営することとし、乙及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

(b) 乙の役割

(仮称)元気アップ青年会議を乙の区域内の青年に周知し、積極的な参加を促進するとともに、甲に対して事業の実施に必要な乙の区域内の情報を提供することとし、甲及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年12月22日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 階上町大字道仏字天当平1番地87

階上町

町長 浜谷 豊美